（総会の決議事項）

第二十八条の三十三　この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

一　定款の変更

二　予算の決定又は変更

三　業務規程の変更

四　決算

五　前各号に掲げるもののほか、定款で定める事項

（総会の議事）

第二十八条の三十四　総会の議事は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、前条第一号及び第三号の議事は、出席した会員の議決権の三分の二以上の多数で決する。

（臨時総会）

第二十八条の三十五　総会員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、理事長は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

（総会の招集）

第二十八条の三十六　総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

（総会の決議事項）

第二十八条の三十七　総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（会員の議決権）

第二十八条の三十八　各会員の議決権は、平等とする。

2　総会に出席しない会員は、書面又は代理人をもつて、議決権を行使することができる。

3　前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

（議決権のない場合）

第二十八条の三十九　推進機関と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。

第六目　業務

（業務）

第二十八条の四十　推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。

二　第二十八条の四十四第一項の規定による指示を行うこと。

三　送配電等業務（一般電気事業者及び卸電気事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この条において同じ。）の実施に関する基本的な指針（第二十八条の四十五、第二十八条の四十六及び第二十九条第二項において「送配電等業務指針」という。）を策定すること。

四　第二十九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による検討及び送付を行うこと。

五　送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。

六　送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。

七　送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。

八　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

九　前各号に掲げるもののほか、第二十八条の四の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

（業務規程）

第二十八条の四十一　推進機関の業務規程には、業務及びその執行に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2　前項の業務及びその執行に関する事項には、第二十八条の四十四第一項の規定による指示があつた場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他指示の実施に関し必要な事項が含まれていなければならない。

3　推進機関は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

（報告又は資料の提出）

第二十八条の四十二　推進機関は、その業務を行うため必要があるときは、その会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2　前項の規定により報告又は資料の提出を求められた会員は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。

3　経済産業大臣は、推進機関から要請があつた場合において、推進機関が業務を行うため特に必要があると認めるときは、推進機関に対し、資料（この法律の実施に関し経済産業大臣が保有する情報に係るものに限る。）を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

（情報の提供義務）

第二十八条の四十三　会員は、業務規程で定めるところにより、推進機関に対し、常時その設置する発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の推進機関が行う第二十八条の四十第一号に掲げる業務の遂行に必要な情報として業務規程で定めるものを提供しなければならない。

（推進機関の指示）

第二十八条の四十四　推進機関は、会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、業務規程で定めるところにより、会員に対し、次の事項を指示することができる。ただし、第三号の事項は、卸電気事業者である会員に対しては、指示することができない。

一　当該電気の需給の状況の悪化に係る会員に電気を供給すること。

二　会員に振替供給を行うこと。

三　会員から電気の供給を受けること。

四　会員に電気工作物を貸し渡し、若しくは会員から電気工作物を借り受け、又は会員と電気工作物を共用すること。

五　前各号に掲げるもののほか、当該電気の需給の状況を改善するために必要な措置をとること。

2　推進機関は、前項の規定による指示をしたときは、直ちに、その指示の内容その他の経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

3　推進機関は、第一項の規定による指示を受けた会員が正当な理由がなくてその指示に係る措置をとつていないと認めるときは、直ちに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

（送配電等業務指針）

第二十八条の四十五　送配電等業務指針には、次の事項を定めるものとする。

一　一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路の能力の向上に関する事項

二　発電用の電気工作物と一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に関する事項

三　その他経済産業省令で定める事項